

ここに注意!

IT投資促進税制の利用

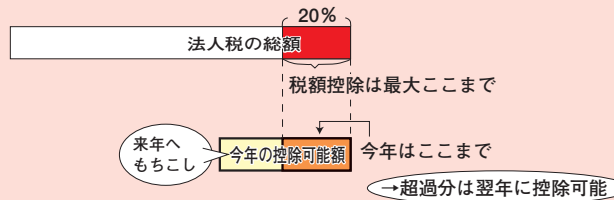
- 1** ソフトウェアは合計70万円以上、ハードウェアは合計140万円以上が対象
(資本金3億円以下の場合)



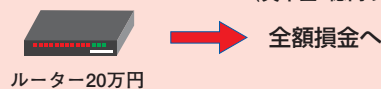
- 2** 取得価額の10%相当額の税額控除か取得資産の50%の特別償却



- 3** 税額控除は法人税額の20%まで



- 4** ただし、30万円未満の製品は「少額減価償却資産」で全額損金処理ができるので、こちらの方が有利
(資本金1億円以下の場合)



10%の税額控除と50%の特別償却の使い分けは?

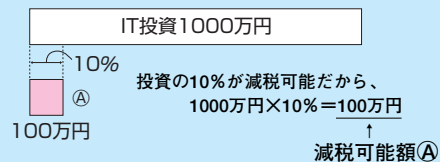
→ トータルでは課税が減免される税額控除が有利だが、特別償却は短期的な投資促進効果大きい

・特別償却は減価償却の前倒しなので「得をする」わけではありません。しかし、単年度で見ると資金繰りにメリットがあります。

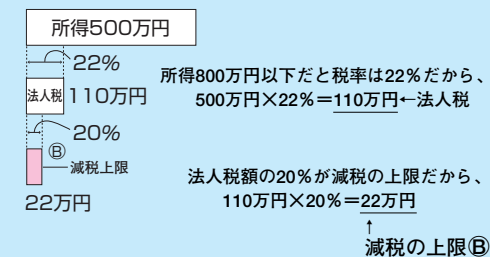
課税所得(普通償却済み)500万円の企業(資本金1億円以下の場合)が1000万円のIT投資をした例で考えてみましょう。

●10%税額控除の場合

①減税可能額は?



②減税の上限は?

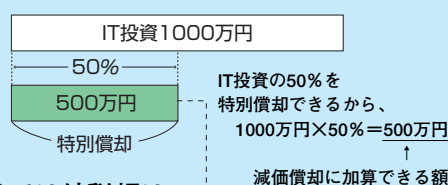


③では減税額は?

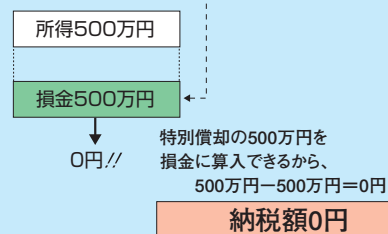
B < AなのでBの分、つまり22万円減税
⇒ 納税額は110万円から88万円に下がる
* A - B = 100 - 22 = 78万円は翌年に繰り越して減税対象になる

●特別償却50%利用の場合

①特別償却できるのは?



②では納税額は?



1年だけでみた場合、投資額が大きければ税額0円の可能性があるんだな

IT投資促進税制



が適用
額控除
%の税
スに10
をベー
の60%
ス総額
の総額
はリース製品も対象とされた。リ

の効果が大きいので、資金繰りが厳しかったり次年度以降も大きな投資を継続する場合は有利な面もある。
いずれも最終的には税務処理となるので、税理士とよく相談のうえ、投資計画を立てたい。

IT投資促進税制は、平成15年1月1日から平成18年3月31日までに取得したIT機器に関する減税措置である。
過去には、中小企業のハードウェア投資を対象に、取得価額7%相当の税額控除か30%の特別償却を認める税制があったが、今回は、対象製品がソフトウェアを含め大幅に拡大され、また10%の税額控除か50%の特別償却と数値が大きくなった。まさに、「知らない」と損をする税制(経産省 商務情報政策局 河野太志氏)なのだ。

資本金3億円以下の企業に対して

減価償却される。
単年度で見ると50%特別償却の効果は大きいので、資金繰りが厳しかったり次年度以降も大きな投資を継続する場合は有利な面もある。
50%の特別償却を利用すると、例えばデジタル複写機50万円(耐用年数5年、定率法0.369)を購入した場合、初年度に普通償却18万4500円と特別償却25万円の合計43万4500円が償却される。

ア投資を対象に、取得価額7%相当の税額控除か30%の特別償却を認める税制があったが、今回は、対象製品がソフトウェアを含め大幅に拡大され、また10%の税額控除か50%の特別償却と数値が大きくなった。まさに、「知らない」と損をする税制(経産省 商務情報政策局 河野太志氏)なのだ。

される。

10%の税額控除は、例えば1000万円のソフトウェア投資をすると1000万円の減税が認められるというもの。ただ、法人税額の20%が上限となる(超過分は翌年に繰り越すことが可能)。

検証

IT投資促進税制は

どこまで使える??



柔軟性もつ大型減税で
企業競争力の向上を
経産省
商務情報政策局 情報処理振興課 課長補佐
河野太志氏

本税制は、日本の財産になる意味ある投資としてITに焦点を当て、先行減税による景気回復を意図しています。
対象機器については、ソフトウェアやIP電話など、従来の税制に比べ範囲を大きく広げました。すでにITIIパソコンではなくネットワークが不可欠になっているからです。
IT投資による経営効果が特に期待できるのは中小・中堅企業です。本税制はすべての青色申告企業を対象にしていますが、資本金3億円以下の企業には手厚い措置を取りました。
一つは、減税対象となる取得価額要件の違いです。資本金3億円を超える企業ではソフトウェア、ハードウェアともに600万円以上とされていますが、3億円以下の場合は、ソフトウェア70万円以上、ハードウェア140万円以上とハードルを低くしています。
もう一つはリースも対象にした点。こ

れは資本金3億円以下の企業に限定した措置です。
取得額の10%という減税率はかなり思いきった数字で、対象期間である平成15年1月から平成18年3月までの減税規模は6000億円を予測しています。
税制は補助金の申請などと違って、特別な手続きは必要ありません。余計な要件をなるべく排除して、多くの企業に使っていただけるようにしました。
一方で、赤字企業への効果を疑問視する声もありますが、やはり努力して業績を上げ、税金を納めている企業を応援したい。たとえ赤字企業であっても特別償却は利用できますから、V字回復で利益が出れば、投資分は十分に回収できるでしょう。
是非、税制をご理解のうえ、ご活用いただきたいと思えます。前向きに投資をし利益を伸ばす企業が増えることを期待しています。

減税効果を探る



先生教えてください



税理士・ITコーディネータ
協同組合アイティー・アシスト
佐伯 祐司氏

税理士事務所のほか、中小企業向け会計ソフト開発会社を経営。ホームページを通じてコンサルティングやメールマガジンの配信など、ITと経営の橋渡しを行っている。

URL <http://www.itsaeki.jp>
Eメール yuji@itsaeki.jp
アイティー・アシスト
<http://www.it-assist.jp/>

もちろん、いつも右例のように「特別償却がトクをする」のではありません。ただ、税額控除は法人税総額の20%までという上限がありますので、法人税率が30%のときでも30%×20%=6%しか直接資金に影響しません。一方、特別償却は高額な投資をした場合には納税額を0円にすることも可能です。4～5年のスパンでトータルにみれば、減価償却+減税という10%の税額控除が有利ですが、資金繰りが厳しい場合は即効性のある特別償却を選択するのが良いと言えます。